成年後見通信

Vol.1 2021年
KANZAKISI SEINEN KOUKEN TUUSIN
おたっしゃ本舗 神埼 発行

くねんニャン

Q 認知症などの様々な理由で、自分で決めることが難しくなった方のその人らしい生き方と安心を支える制度「**成年後見制度**」をご存じですか?

A 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、お金の管理や契約などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。また、よく分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭う恐れもあります。

このようなひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援するのが**成年後見制度**です。

成年後見制度には、**任意後見制度**と**法定後見制度**があります。

任意後見制度

あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、ひとりで決めることが心配になった時に代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めていく制度です。

法定後見制度

家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる(選任される)制度です。ご本人の状態に応じて「補助」「補佐」「後見」といった3つの類型があります。

くねんワン

今回は**法定後見制度**について、
●**後見人等の支援内容**(中面) ●**手続きの流れ**(裏表紙)
をご説明します。

― 成年後見制度を使うにはどうすればいいの? ―

〈 申立てができる人 〉

本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など

〈 申立ての流れ 〉

01 申立て

法定後見制度を利用するには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に後見開始の審判等の申し立てる必要があります。
手続の詳細については、申立てをされる家庭裁判所にお問い合わせください。

佐賀家庭裁判所 後見・財産管理係 0952-38-5637

▼

02 審問・調査・鑑定等

申立て後に、家庭裁判所で状況に応じて事情をうかがうことや、本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。

▼

03 審 判(後見等の開始・後見人等の選任)

家庭裁判所が、後見等開始の審判をすると同時に、本人にとって適切な方を成年後見人等に選任します。

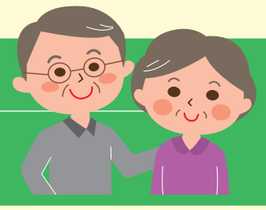

― 成年後見人等には誰がなるの? ―

成年後見人等には、本人の家族や親族のほか、
法律や福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士等)がなります。

お問い合わせ お気軽にご相談ください!

おたっしゃ本舗神埼(神埼市高齢障がい課)
住所 神埼市神埼町鶴3542番地1 TEL 0952-37-0111

おたっしゃ本舗神埼南
住所 神埼市千代田町直鳥166番地1 TEL 0952-34-6080

おたっしゃ本舗神埼北
住所 神埼市脊振町広滝555番地1 TEL 0952-59-2005

※おたっしゃ本舗は地域包括支援センターの愛称です。

成年後見人等になる人はどんな支援をしてくれるの??

医療や福祉サービスの手続きや契約が難しくて分からない。

サービスについて分かりやすく説明したり、本人に代わって手続きや契約をします。

もの忘れが多くてお金をついつい使ってしまう。

お金の出し入れを一緒に考えたり、保険料や税金の支払いを手伝います。

よく分からないままいらないものを買わされそうになる。

買うか買わないか一緒に考えたり、まちがって買ってしまったときには、買ったことを取り消します。

親が残してくれたお金や家などどうしたらよいか分からない。

本人と一緒に遺産の分け方を話し合ったり、必要があれば土地や建物を売ったりします。

成年後見人等にしてもらえること

- 福祉サービス・介護の手続や契約のお手伝い
- 書類の確認や、施設などへの改善の申し入れ
- 定期的な訪問や状況の確認
- 入院や施設への入所の手続のお手伝い
- 保険料や税金の支払やお金の出し入れのお手伝い
- 不動産に関する手続き
- よく分からずにした契約の取り消し

※成年後見人等にもできないことがあります。

- 直接的な介護
- 食事を作る、日用品の買い物等の家事
- 医療行為の判断　など

成年後見人等の類型について

本人の認知症や障害の程度によって「補助」「保佐」「後見」の3つの類型があり、支援の範囲が変わります。

類型	補助	保佐	後見
支援する人	補助人	保佐人	後見人
対象となる人	重要な手続・契約の中でひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方	多くの手続・契約などを、ひとりで決めることが難しい方
受けられる支援の範囲	一部の限られた手続・契約など ・本人に代わって行う。 ・本人が行った手続きや契約などを取り消す。 ・本人がひとりで決めれないことを一緒に決める。	財産に係る重要な手続・契約など ・本人に代わって行う。 ・本人が行った手続きや契約などを取り消す。 ・本人がひとりで決めれないことを一緒に決める。	すべての契約など ・本人に代わって行う。 ・本人が行った手続きや契約などを取り消す。